

医療アラートの発出基準

令和4年3月29日
新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

確保病床数に対する入院者・重症者の割合や、その他のモニタリング指標の状況を基準に、医療提供体制の負荷の状況に応じてアラートの発出を行う。

なお、重症化リスクが高い方を守るという観点から、医療アラートの発出状況により、各圏域の感染警戒レベルにおける対策内容の強度等を決定する。

2 発出基準

- 医療アラートの発出は、下表1における要件1から要件2までをいずれも満たす場合に行うことを原則とする。
- 要件1として確保病床に対する入院者の割合、確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合などの病床使用率を基準とするほか、要件2は下表2「常にモニタリングする指標」の状況による総合的判断を基準とする。

【表1：医療アラートの発出基準】

アラート	医療提供体制への負荷の状態	要件1 確保病床使用率の目安※1	要件2 モニタリング指標 (下表2の指標)の 状況による総合的判 断
— (警戒レベル1相当)	通常体制		
医療警報 (警戒レベル2相当)	医療提供体制への負荷が拡大している状態	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者/確保病床数の割合 = 25%以上 <li style="text-align: center;">又は ・重症者/確保病床数の割合 ※2 = 20%以上 	継続的に悪化しており、今後医療提供体制のひっ迫が懸念されると認められる
医療特別警報 (警戒レベル3相当)	今後医療提供体制のひっ迫が見込まれる状態	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者/確保病床数の割合 = 35%以上 <li style="text-align: center;">又は ・重症者/確保病床数の割合 ※2 = 30%以上 	
医療非常事態宣言 (警戒レベル4相当)	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者/確保病床数の割合 = 50%以上 <li style="text-align: center;">又は ・重症者/確保病床数の割合 ※2 = 40%以上 	

※1 軽症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

※2 確保病床数のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合

【表2：常にモニタリングする指標】

モニタリング指標
新規陽性者数及び新規陽性者数の今週先週比
高齢者新規陽性者数及び高齢者新規陽性者数の今週先週比
PCR検査陽性率 (陽性判明数の移動平均(過去7日間) / (陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間))

<p style="text-align: center;">入院者数／確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)</p>
<p style="text-align: center;">重症者数／重症者用確保病床数の割合 (重症者用確保病床に入院している重症者の数を重症者用確保病床数で除して得た割合)</p>
<p style="text-align: center;">入院率 (入院者数を療養者数で除して得た割合)</p>
<p style="text-align: center;">人口 10 万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値</p>
<p style="text-align: center;">療養者数</p>
<p style="text-align: center;">重症者数</p>
<p style="text-align: center;">中等症者数</p>
<p style="text-align: center;">直近 1 週間の感染経路不明者の割合</p>

- このほか、特定の圏域において多数の入院者が発生し、かつ他圏域の医療機関への入院調整等により全県の医療提供体制への負荷が生じていると認められる場合は、県民にその旨の情報発信を行い、注意喚起するものとする。

3 医療アラートの解除について

①アラートを発出した日から起算して 10 日間以上経過し、②病床使用率の目安が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷が低減されると認められる場合はアラートを解除するものとする。なお、療養者数の減少傾向が継続し、確保病床に対する入院者の割合が目安を下回っている場合にあつては、確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合が目安を上回っている場合であっても医療提供体制の状況を総合的に勘案しアラートを解除することができるものとする。